

議案第 29 号

四万十町窪川地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

四万十町窪川地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町窪川地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例

四万十町窪川地域子育て支援センター条例（平成18年四万十町条例第67号）の一部を次のように改正する。

題名中「窪川」を削る。

第 1 条中「窪川」を削る。

第 2 条の表に次のように加える。

四万十町大正地域子育て支援センター	四万十町大正385番地 1
四万十町十和地域子育て支援センター	四万十町昭和416番地 4

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。